

○経済産業省告示第三十四号

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の規定に基づき、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次の表のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年三月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条 高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）<u>第二条第五項第二号</u>の経済産業大臣が定める方法は、冷凍、圧縮するガスの液化又は液化ガスの加圧のために設置されているもの以外のものであって、次の	第一条 高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）<u>第二条第三項第二号</u>の経済産業大臣が定める方法は、冷凍、圧縮するガスの液化又は液化ガスの加圧のために設置されているもの以外のものであって、次の

各号のいずれかによるものとする。

一〇三 (略)

第二条 令第二条第五項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号

各号のいずれかによるものとする。

一〇三 (略)

第二条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガ

「第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。」に限る。」とする。

一・二 (略)

三 回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号において同じ。）は、次に掲げる耐圧及び気密上の要件を満たすものであること。

イ 回収装置の耐圧部分は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであり、若しくは常用の圧力の四倍以上の圧力で行う加圧試験において破壊を生じないものであり、又は一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号、第

スをいう。以下同じ。」に限る。」とする。

一・二 (略)

三 回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号において同じ。）は、次に掲げる耐圧及び気密上の要件を満たすものであること。

イ 回収装置の耐圧部分は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであり、若しくは常用の圧力の四倍以上の圧力で行う加圧試験において破壊を生じないものであり、又は一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省

十二号若しくは第十三号の規定により試験若しくは製造を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた者が製造及び試験を行ったものであること。

ロ・ハ (略)

四〃八 (略)

九 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち前二号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたもの

令第五十三号）第六条第一項第十一号、第十二号若しくは第十三号の規定により試験若しくは製造を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた者が製造及び試験を行ったものであること。

ロ・ハ (略)

四〃八 (略)

九 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたもので

であること。

イゝハ（略）

第四条 令第二条第五項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一ゝ三（略）

第四条の二 令第二条第五項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一ゝ七（略）

八 試験研究の用に供する機器内における高圧ガスであつて、次のイからハまでのいずれに

あること。

イゝハ（略）

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一ゝ三（略）

第四条の二 令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一ゝ七（略）

（新設）

も該当するもの。

イ 当該機器内に設置する容器が次のいずれかに該当するもの（可燃性ガス、毒性ガス又は酸素にあつては次の(イ)に限る。）であること。

(イ) 内容積が百ミリリットル以下であること。

(ロ) 内容積を立方メートルで表した数値と設計圧力をメガパスカルで表した数値との積が 0.004 以下であること。

(ハ) 内容積が 0.001 立方メートル以下であつて、設計圧力が三十メガパスカル未満であること。

ロ 当該機器内の圧力が許容圧力を超えた場合
に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻す
ことができる安全装置が設けられているこ
と。

ハ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素にあつて
は、ガスの種類に応じ、必要な安全のため
の措置が講じられていること。

九 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製
造のために使用されるサイクロトン内にお
ける高圧ガスであつて、次のイからニまでの
いずれにも該当するもの。

イ 内容積が三百ミリリットル以下であるこ
と。

(新設)

ロ 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を
超えない構造であること。

ハ 適切な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられ
た室に設置されていること。

ニ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であ
ること。

第七条 令第二十二條の經濟産業大臣が定める区
域は、コンビナート等保安規則第二條第一項第
二十一号に規定するコンビナート地域又は同項
第二十二号に規定する特定製造事業所の区域の
いずれかに該当する区域とする。

第七条 令第二十二條第一号の經濟産業大臣が定
める区域は、コンビナート等保安規則第二條第
一項第二十一号に規定するコンビナート地域又
は同項第二十二号に規定する特定製造事業所の
区域のいずれかに該当する区域とする。